



# 埼玉県報

第383号  
令和5年(2023年)  
1月31日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

### 告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画区域区分の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画事業宮代和戸横町地区土地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 県道さいたま幸手線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）

令和5年(2023年)1月31日

- 荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託に関する落札者等の公示（荒川右岸下水道事務所）
- 直接請求のための署名収集の禁止（選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

## 規 則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一二七の項中「四三・九七」を「二九・八八」に、「一八〇」を「二二八」に改める。

附 則

この規則は、令和五年二月一日から施行する。

# 告示

## 埼玉県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
かすかべ消化器内科クリニック	医療法人快成会	春日部市谷原新田二一七七 一	令和四年十二月一日
菅原レディースクリニック	菅原 新博	草加市氷川町二一八―三 五	令和四年十一月一日
さくら整形外科	医療法人至大会	草加市谷塚上町二三五―一	令和四年十一月一日
谷塚こころのクリニック	属 健一	草加市谷塚一―二一―一 メルヘンシャトー草加二〇二―二	令和五年一月一日
MIRAI CLINIC TODAY A	医療法人翔誠会	戸田市本町四―一六―一七	令和四年十二月一日
医療法人社団 U たな歯科クリニック	医療法人社団 U	坂戸市末広町一―一 二階	令和四年十二月一日

氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
吉田 憲史		町田 拓人		井上 有紗		山田 義貴	
施 術 所	名 称	施 術 所	名 称	施 術 所	名 称	施 術 所	名 称
恵真堂鍼灸整骨 院 土呂院	三―一〇	接骨院…えん	本庄市朝日町三―七―一四	結 マッサージ 治療院	熊谷市玉井二―二―一	ベアーズ接骨 院・鍼灸院 東松山店	東松山市小松原町一―二 西友東松山店内一階
指定年月日		指定年月日		指定年月日		指定年月日	
令和五年一月 一日		令和四年十二 月一日		令和四年十二 月一日		令和四年十二 月一日	
						さいたま市北区宮原町三― 二―四―二第二島村ハイッ ツ	一〇―一
						治療院 大宮	
						ハートフル鍼灸	
						中島 貴広	

二 指定施術機関

氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
久喜 訪問看護		沢東狭山ケ丘店		志木中宗岡4丁目 薬局		ドラッグセイムス	
施 術 所	名 称	施 術 所	名 称	施 術 所	名 称	施 術 所	名 称
SOMPPOケア 株式会社	久喜市久喜中央四―九―五〇 第三 三高ビル二〇四	ウエルシア薬局 株式会社	所沢市東狭山ケ丘三―二八九 〇―四	株式会社富士薬 品	志木市中宗岡四―一―一四	株式会社ファイ ルドフアーマシ ン	八潮市大瀬一―一―三フレ ス ポ八潮二F
指定年月日		指定年月日		指定年月日		指定年月日	
令和四年十二 月一日		令和五年一月 一日		令和四年十一 月二十一日		令和四年十二 月一日	

大澤 藍	石塚 文香	打川 亨	兒玉 佳也
サージ院 しかはり灸マツ	訪問鍼灸按摩 アットウォーミ ー戸田	谷間久里ステ ーション	マツサージ院
東京葛飾区立石六 一六 一 二 一 九 〇 五	戸田市氷川町三 一 一 二	越谷市下間久里九 六 一 四 松 崎ビルF	さいたま市桜区西堀八 一 四 一 二 三
令和四年十二 月一日	令和五年一月 四日	令和五年一月 十六日	令和四年十二 月一日

# 告 示

## 埼玉県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり変更の届出があつた。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

氏 名		変更事項		変更前		変更後	
大塚 博孝		施 術 所		施 術 所		施 術 所	
所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	名 称
（追加）	（追加）	加須市旗井一七四 三―二	M i o 鍼灸整骨院	東京都港区港南四 ―二―六シテイー タ ワー品川二〇二	こうなん整骨院	春日部市緑町六― 一―二―一ニリベル テ メゾンB二〇二	訪問マッサージGE NKISUN春日部
（追加）	（追加）	加須市旗井一七四 三―二	M i o 鍼灸整骨院	東京都港区港南四 ―二―六シテイー タ ワー品川二〇二	こうなん整骨院	春日部市緑町六― 一―二―一ニリベル テ メゾンB二〇二	訪問マッサージGE NKISUN春日部
（追加）	（追加）	加須市旗井一七四 三―二	M i o 鍼灸整骨院	東京都港区港南四 ―二―六シテイー タ ワー品川二〇二	こうなん整骨院	春日部市緑町六― 一―二―一ニリベル テ メゾンB二〇二	訪問マッサージGE NKISUN春日部

松下 宗馬		氏 名
施術所		変 更 事 項
所在地	名 称	
さいたま市北区日進 町二―七六四―二	はっとりはり・きゅう 接骨院（日進院）	変 更 前
さいたま市大宮区三 橋一―七二二―一 〇一	はっとりはりきゅう 院（なみき院）	変 更 後



# 告示

## 埼玉県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
かすかべ消化器内科 クリニック	春日部市谷原新田二一七七―一	令和四年十一月三十日
医療法人 賢仁会 草加菅原レディース クリニック	草加市氷川町二一八―三五	令和四年十月三十一日
さくら整形外科	草加市谷塚上町二三五―一	令和四年十月三十一日
宇野澤歯科医院	飯能市虎秀五四二	令和四年十一月三十日
たな歯科クリニック	坂戸市末広町一―一（二階）	令和四年十一月三十日
ファイン薬局	F 八潮市大瀬一―一―三フレスポ八潮二	令和四年十一月三十日
ドラッグセイムス 中宗岡1丁目薬局	志木市中宗岡一―九―三七	令和四年十一月二十日

マツモト薬局

熊谷市石原三―二六八―二

令和二年六月十五日

# 告示

## 埼玉県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	らんざん苑 グループホーム	
所在地	比企郡嵐山町 越畑一三三〇	
開設者名	社会福祉法人 晃樹会	
サービスの種類	認知症対応型 共同生活介護	介護予防認知 症対応型共同 生活介護
指定年月日	令和四年十二月 一日	

# 告示

## 埼玉県告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	けあビジョン深谷
変更事項	事業所所在地
変更前	深谷市西島町二〇一三 大里ビル二F
変更後	深谷市萱場二 二五一一根 岸ビル一階
サービスの種類	訪問介護 居宅介護支援

# 告示

## 埼玉県告示第八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ドラッグセイムス 中宗岡1丁目薬局	志木市中宗岡一 ―九―三七	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和四年十一月二十日

# 告示

## 埼玉県告示第八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SP 共同ビル

埼玉県所沢市緑町一丁目二番

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二八九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二八九台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）建物内地下駐車場 午前九時四十五分から午後九時十五分

三井リパーク駐車場 午前零時から翌午前零時

（変更後）建物内地下駐車場 午前九時四十五分から午後九時十五分

K，Sパーク駐車場第四駐車場 午前零時から翌午前零時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 十五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 十五か所 位置 図面省略

#### ハ 変更年月日

令和五年二月十六日

#### ニ 届出年月日

令和五年一月十日

### 二 縦覧期間

令和五年一月三十一日から令和五年五月三十一日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に  
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年一月三十一日から令和五年五月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

北上尾ショッピングモール

埼玉県上尾市緑丘三―十九―一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原孝治

東京都目黒区青葉台二―十九―十 外 計二十一者

（変更後）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二―十九―十 外 計十六者

#### ハ 変更年月日

令和五年一月二十八日外

#### ニ 届出年月日

令和五年一月六日

#### 二 縦覧期間

令和五年一月三十一日から令和五年五月三十一日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和五年一月三十一日から令和五年五月三十一日まで

#### ロ 意見書提出先





## 告 示

### 埼玉県告示第八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

和光ショッピングプラザ

埼玉県和光市丸山台一丁目九番三号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 和光都市開発株式会社 代表取締役 中野伸寿

東京都千代田区丸の内二丁目一番地一号

（変更後） 和光都市開発株式会社 代表取締役 廣重修

東京都千代田区丸の内二丁目一番地一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八 外 計十三者

（変更後） 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也

東京都千代田区二番町八番地八 外 計十一者

#### ハ 変更年月日

令和四年六月二十九日外

#### ニ 届出年月日

令和五年一月十八日

#### 二 縦覧期間

令和五年一月三十一日から令和五年五月三十一日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年一月三十一日から令和五年五月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第八十四号

さいたま市からさいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第八十五号

さいたま市からさいたま都市計画区域区分の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第八十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により大和ハウス工業株式会社から幸手都市計画事業官代和戸横町地区土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第八十七号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県熊谷市上之二千百五十七番地九 ハウスユニオンA一〇三号

木幡 正哉

二 指定年月日

令和五年一月二十五日

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年一月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま幸手線
- 三 道路の区域



新	旧	旧 新 別
沼端三一一番九地先まで	南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋二七 三番一地从り同郡同町大字国納字	区  間
二〇・〇七	八・二三 八・二三	敷地の幅員 (メートル)
一五四・四六		延長 (メートル)
の道路予定区域の一部変更である。	令和三年十一月九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号	備  考

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年一月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

1 特定役務の名称及び数量

荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設維持管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

荒川右岸下水道事務所 設備担当 埼玉県和光市新倉 6 丁目 1 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 4 年 12 月 13 日

4 落札者の氏名及び住所

東芝インフラシステムズ・J F E エンジニアリング共同企業体

代表構成員

東芝インフラシステムズ株式会社 北関東支店

埼玉県さいたま市大宮区宮町 1 丁目 114 番地 1

構成員

J F E エンジニアリング株式会社

神奈川県横浜市鶴見区末広町 2 丁目 1 番地

5 落札金額

維持管理業務 4,235,000,000 円

燃料化物買取単価 1 t あたり、110 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 公示を行った日

令和 4 年 11 月 1 日

## 告 示

### 埼玉県選管告示第五号

埼玉県議会議員一般選挙が、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号）の規定に基づき行われることとなつたため、同法施行令第二条の規定に基づき令和五年二月八日から令和五年四月九日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和五年一月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

# 告 示

## 埼玉県選管告示第六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和五年一月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和五年二月三日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員一般選挙について

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ウ その他